

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、次の者を京都市交通局公金収納受託者とし、交通局オリジナルグッズ発売料金の徴収事務を委託します。

平成25年4月1日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

- 1 京都市右京区太秦下刑部町1-2  
一般社団法人京都市交通局協力会

(交通局営業推進室)